

合併実施に伴う住所表示 証明書の発行について

地方自治法第7条第1項の規定に基づく合併の実施に伴い、住所の表示に変更があったことの証明書を発行いたします。

発行を希望される方は、申請書に必要事項を記載の上、町民課・各総合支所住

民課・各出張所窓口へ申請してください。

手数料は無料です。

なお、申請は郵送・電話・FAX・電子メールでは受付できませんのでご了承ください。

合併に伴う

印鑑登録証交換について

旧町村で印鑑登録をされている方は、改めて登録し直す必要はありませんが、印鑑証明書交付時に新しい登録証に無料で交換します。(番号は変更になりません。)

③交換
新登録証に交換後、受領書を書いていただきます。

問い合わせ先
町民課

(☎893-1117)

吾北総合支所住民課

(☎867-2300)

本川総合支所住民課

(☎869-2112)

枝川出張所

(☎893-1891)

川内出張所

(☎893-0667)

八田出張所

(☎893-0121)

※登録証交換に関する注意点

①交換場所

町民課・吾北、本川各総合支所住民課・枝川、川内、八田各出張所

②申請者

本人又は代理人でも交換

年金受給者のみなさまへ このようなきには届出が必要

〔主な手続き〕

○誕生月がきたとき↓年金受給権者現況届

受給者が引き続き年金を受ける権利があることを確認するための書類で、毎年誕生月の初めごろに社会保険業務センターから送付されます。

提出期限を過ぎると、年金の支払いが一時差し止められますので、必ず誕生月の月末までに返送してください。

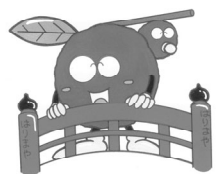
※年金の裁定請求をしてから1年未満の場合、提出の必要がないため現況届は送付されません。

○住所が変わったときや、年金の受け取り先を変更したとき ↓住所・支払機関変更届
支払機関を変更する場合は、金融機関の証明印を受けて提出してください。

○氏名が変わったとき↓年金受給者氏名変更届
年金証書、戸籍抄本(または、市町村長の証明)を添付して提出してください。

○年金証書を紛失・き損したとき
↓年金証書再交付申請書
き損の場合は、き損した年金証書を添付して提出してください。

○二つ以上の年金を受けられるようになったとき
↓年金受給選択申出書



障害基礎年金と老齢基礎年金というように、支給事由の異なる年金が二つ以上重複して発生した場合、原則としていずれか一つの年金を選択することとなります。選択方法は年金の種類などによって異なりますので、お近くの社会保険事務所までご相談ください。

○受給者が亡くなったとき
↓年金受給権者死亡届
年金証書と死亡を確認できる書類を添付して提出してください。

また、亡くなられた方と生計を同一にしていた遺族がいる場合は、死亡届に合わせて、未支給年金・保険給付請求書を提出してください。

添付書類は、年金証書、戸籍謄本、住民票、印鑑、預金通帳などが必要となります。

※届出先は、受けられている年金の種類などによって異なりますので、お近くの社会保険事務所までご相談ください。

なお、いずれの手続きも代理人が行う場合には、委任状が必要となります。

○国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。

○国民年金保険料の支払いは、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ先
高知西社会保険事務所(☎875-1717)